第五十八条第一項中「改正後平成六年改正法附則第十八条」を「平成六年改正法附則第十八条」に、「みなして改正後平成六年改正法」を「みなして平成六年改正法」に改め、「表」の下に「平成六年改正法」を加え、同条第二項中「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号」を「厚生年金保険法附則第十一条第一項各号」に、「改正後平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正後の」を「平成六年改正法（ロに、ロ）附則第二十一条第一項」に、「同条第一項の」を「同条第一項」に、「改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項の」を「平成六年改正法附則第二十一条第一項」に改め、「「前項の規定により読み替えられた同条第一項各号」とあるのは「平成二十七年経過措置政令第五十八条第一項において準用する平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号」と」を削り、同条第三項中「改正後平成六年改正法」を「平成六年改正法」に改める。

第六十六条第一項の表改正後厚生年金保険法附則第十六条第一項の項から改正後厚生年金保険法附則第十六条第三項の項までの規定中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、

「により当該	又は「
又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したこととにより当該	」を

第三項の規定 | 若しくは第三項の規定又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したこと 」に改め、同表改正後平成六年改正法附則第三十条第四項の項までの規定中「改正後平成六年改正法」を「平成六年改正法」に、「第四十三条第三項の規定により当該」を「又は第三項の規定」に、「第四十三条第三項の規定又は」を「若しくは第三項の規定又は」に、「ことにより当該」を「こと」に改め、同表改正後厚年令第三条の五第一項の項から改正後厚年令第三条の七第四号の二の項までの規定中「改正後厚生年金保険法施行令」に改める。

第六十七条第一号中「額が」の下に「第二十一条第一項の規定により読み替えられた」を加え、「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改め、同条第二号及び第三号中「、改正後厚生年金保険法」を「、厚生年金保険法」に改める。

第七十五条中「改正後平成六年改正法」を「平成六年改正法」に改め、同条の表中「第四十三条第三項の規定により当該」を「又は第三項の規定」に、「第四十三条第三項の規定又は」を「若しくは第三項の規定又は」に、「ことにより当該」を「こと」に改める。

第七十九条第一項中「取得したもの」の下に「（次項に規定する受給権者を除く。）」を加え、「改正後厚生年金保険法に」を「厚生年金保険法に」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の表の上欄に掲げる退職共済年金の受給権者であって、同表の中欄に掲げる厚生年金保険の被保険者の資格を取得したもの（六十五歳以上の者であって、六十五歳に達した日以後に当該被保険者の資格を取得したものに限る。）に支給する同表の下欄に掲げる期間に基づく厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、同項の規定にかかわらず、同法第四十三条第二項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）の属する月（その者が基準日より前に当該被保険者の資格を喪失し、かつ、当該被保険者となることなくして当該喪失した日（同法第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った日にあっては、その日。以下この項において同じ。）から起算して一月を経過した場合にあっては、当該喪失した日から起算して一月を経過する月の前月）までの間、同欄に掲げる期間は、計算の基礎としない。

第八十二条第三項中「並びに改正後厚生年金保険法附則第九条の三第三項」を「並びに第九条の三第三項」に、「、改正後厚生年金保険法」を「、同法」に改め、同条第四項中「（改正後平成六年改正法」を「（平成六年改正法」に改め、同条第五項中「（改正後平成六年改正法」を「（平成六年改正法」に改める。

第八十三条の二の見出し中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条中「改正後厚生年金保険法による」を「厚生年金保険法による」に、「改正後厚生年金保険法第四十四条の三（改正後厚年令」を「同法第四十四条の三（厚生年金保険法施行令」に改める。

第八十四条の見出し中「改正後厚生年金保険法」を「改正後厚生年金保険法等」に改め、同条中「改正後厚生年金保険法」を「法律」に改め、同条の表第六十条第一項第二号の項中「第六十条第一項第二号」を「改正後厚生年金保険法第六十条第一項第二号」に改め、同表第六十条第一項第二号ロの項中「第六十条第一項第二号ロ」を「改正後厚生年金保険法第六十条第一項第二号ロ」に改め、同表第六十一条第三項の項中「第六十一条第三項」を「厚生年金保険法第六十一条第三項」に改め、同項中欄中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改め、「する場合を含む。）又は」の下に「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条第一項の規定により読み替えられた」を加え、「第三十七条第三項」を「第三十七条第二項若しくは第三項」に改め、同表第六十四条の二の項中「第六十四条の二」を「改正後厚生年金保険法第六十四条の二」に改める。

第八十六条第一項中「及び」を「並びに」に、「並びに改正後厚生年金保険法附則第九条の三」を「及び第九条の三」に改める。

第八十九条第一項中「及び附則第十三条の四」を削り、「附則第八条」の下に「及び第十三条の四」を加え、同条第二項中「及び附則第十三条の二」を「及び第十三条の二」に改める。

第九十条第一項中「及び附則第十三条の四」を削り、「附則第八条」の下に「及び第十三条の四」を加え、同条第二項中「及び附則第十三条の二」を「及び第十三条の二」に改める。

第九十二条の表厚生年金保険法第四十四条第一項の項中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改め、同表厚生年金保険法附則第七条の三第六項の項中「第四十三条第三項」を「又は第三項」に、「第四十三条第三項又は」を「若しくは第三項又は」に改め、同表厚生年金保険法附則第九条の二第三項の項中「あつた当時」の下に「」と、「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」を加え、同表改正後厚生年金保険法附則第九条の三第四項の項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改め、同表厚生年金保険法附則第十三条の四第七項の項中「第四十三条第三項」を「又は第三項」に、「「第四十三条第三項又は」を「若しくは第三項又は」に改め、同表厚生年金保険法附則第十六条第二項の項中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改め、同表改正後厚生年金保険法附則第十六条第三項の項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改める。

第九十四条第一項中「及び附則第九条の二並びに改正後厚生年金保険法附則第九条の三」を「並びに附則第九条の二及び第九条の三」に改める。

第九十七条第一項中「及び附則第十三条の四」を削り、「附則第八条」の下に「及び第十三条の四」を加え、同条第二項中「同条第一項中」の下に「「第四十三条第二項及び第三項」と、」を加え、「並びに第四十三条第二項及び第三項」を「及び第四十三条第三項」に改め、同条第三項中「改正後厚生年金保険法第四十三条第二項及び第三項、厚生年金保険法第四十三条第三項並びに」を「厚生年金保険法第四十三条第二項及び第三項」に、「引き続き」とあるのは「引き続き胎児」と、「同条の」とあるのは「同条第一項の」と読み替える」に改める。

第九十八条第一項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四項中「改正後厚生年金保険法第四十三条第三項」を「同法第四十三条第二項若しくは第三項」に改める。

第九十二条の表厚生年金保険法第四十四条第一項の項中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改め、同表厚生年金保険法附則第七条の三第六項の項中「第四十三条第三項」を「又は第三項」に、「第四十三条第三項又は」を「若しくは第三項又は」に改め、同表厚生年金保険法附則第九条の二第三項の項中「あつた当時」の下に「」と、「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」を加え、同表改正後厚生年金保険法附則第九条の三第四項の項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改め、同表厚生年金保険法附則第十三条の四第七項の項中「第四十三条第三項」を「又は第三項」に、「「第四十三条第三項又は」を「若しくは第三項又は」に改め、同表厚生年金保険法附則第十六条第二項の項中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改め、同表改正後厚生年金保険法附則第十六条第三項の項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改める。